

# 自立訓練（生活訓練）

## 基本方針

自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、2年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある障がい者にあつては、3年間）にわたり生活能力の維持、向上等のための必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## サービスの概要

### 【自立訓練（生活訓練）】

利用者を障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援。

### 【宿泊型自立訓練】

利用者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援。

## 人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	生活支援員	<input type="checkbox"/> 総数（健康上の管理などの必要がある利用者がいるため看護職員を置いている事業所については、生活支援員及び看護職員の総数）は、常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上。 <input type="checkbox"/> ①②に掲げる利用者以外の利用者 <input type="checkbox"/> ②指定宿泊型自立訓練の利用者 <small>※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。</small> <input type="checkbox"/> 1人以上は常勤。
		地域移行支援員	<input type="checkbox"/> 指定宿泊型自立訓練を行う場合 1人以上。
		サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 利用者数60人以下 1人以上。 <input type="checkbox"/> 利用者数61人以上 1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。 <small>※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。</small> <input type="checkbox"/> 1人以上は常勤。
		<input type="checkbox"/> 利用者の居宅を訪問することによりサービスを提供する場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。	
		<input type="checkbox"/> 上記の従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	



